

令和4年度愛知県障害者ピアサポート研修（基礎研修）実施要領

1 目的

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーター（障害当事者）及びピアサポーターの活用方法を理解した障害福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障害福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組を支援する。

2 実施主体

愛知県・名古屋市（共催）

3 開催日

令和5年3月4日（土）午前10時から午後3時15分まで（予定）

3月5日（日）午前10時から午後3時50分まで（予定）

（注1）研修を2日に分けて実施します。

（注2）受付は、両日とも午前9時30分からです。

4 開催場所

ウインクあいち（愛知県産業労働センター） 11階 1102号室

愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38

5 受講対象者

- ① 県内に所在する障害福祉サービス事業所、相談支援事業所にピアサポーターとして雇用されている障害者（身体障害者又は精神障害者に限る）
- ② ①の者が所属する事業所の管理者、サービス管理責任者等、ピアサポーターと協働し支援を行う者

（注1）令和4年度の障害者ピアサポート基礎研修は、障害者ピアサポート研修の本格実施に向けて身体障害者及び精神障害者を対象として、モデル的に実施するものです。

（注2）ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算の対象となる事業所に雇用されている障害者をいいます。なお、「雇用」とは、常勤、非常勤を問わず、雇用契約に基づき雇用されている者のほか、雇用が見込まれる者も含まれます。

また、加算の算定となる障害者は、障害者手帳等により障害があることを確認できることが必要です。

（注3）①と②の者が同時に研修を受講することが条件です。

6 実施方法

集合型研修

7 受講定員

18名（障害当事者と管理者等を合わせた人数）

8 受講料

無料

9 研修内容

障害者ピアサポート研修事業実施要綱（令和2年3月6日障発0306第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別紙に定める基礎研修カリキュラムと同等以上とします。（詳細な日程等は、受講決定後に別途通知します。）

【参考】 基礎研修カリキュラム（2日間）

科目名	時間数	内容
（1日目）		
1 ピアサポートの理解	30分	・障害領域ごとの歴史や背景 ・障害領域ごとの視点
2 演習①	60分	・講義「ピアサポートの理解」の振り返り、気づきの共有
3 ピアサポートの実際・事例	70分	・障害領域ごとのピアサポートの実際
4 演習②	40分	・講義「ピアサポートの実際・事例」の振り返り、気づきの共有
（2日目）		
5 コミュニケーションの基本	40分	・ピアサポートの視点を取り入れたコミュニケーション技法や経験の共有
6 演習③	60分	・講義「コミュニケーションの基本」の振り返り、気づきの共有
7 障害福祉サービスの基礎と実際	40分	・障害福祉施策の歴史 ・障害福祉施策の仕組み
8 演習④	20分	・講義「障害福祉サービスの基礎と実際」の振り返り、気づきの共有
9 ピアサポートの専門性	30分	・ピアサポートの具体的な専門性 ・倫理と守秘義務
10 演習⑤	50分	・講義「ピアサポートの専門性」の振り返り、気づきの共有
計	440分	

※講義時間により、科目の間に小休憩、昼休憩を設けます。

10 申込方法

（1）電子申請

愛知県障害福祉課 Web ページの「令和4年度愛知県障害者ピアサポート研修について」の申込方法を確認の上、インターネット「あいち電子申請・届出システム」で申し込んでください。

なお、申込は、事業所単位で行ってください。

○愛知県障害福祉課 Web ページ「令和 4 年度愛知県障害者ピアサポート研修について」

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/pia-support-kensyu.html>

(Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます)

○申請用 (あいち電子申請・届出システム) URL :

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=62600

(Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます)

【申請方法】

別紙「あいち電子申請・届出システム 申請方法」を参照の上、申込をしてください。

なお、申請完了後には申込完了通知が自動送信されますが、申込完了通知は受講決定をお約束するものではありません。

(2) 申込期限

令和 5 年 2 月 1 0 日 (金) 午後 5 時まで

1 1 受講決定

愛知県にて受講決定し、令和 5 年 2 月 2 0 日までに受講の可否を申請時に登録したアドレスへ通知します。

(注 1) 研修途中の受講者変更は認められません。

(注 2) 募集定員を上回る申込があった場合は、受講者を選定させていただくことがあります。

この場合、ピアサポート体制 (実施) 加算の経過措置を受けている障害福祉サービス事業所のピアサポーター (障害当事者) 及び管理者等を優先し、加算算定状況やピアサポーター雇用状況等を参考に受講の可否を検討させていただきます。

(注 3) 今年度の受講に漏れてしまった方、受講決定後に辞退又は研修当日に欠席もしくは早退された方で、来年度の受講を希望される場合は、改めて来年度 (予定) の本研修への申込が必要です。

この場合、来年度の受講決定において必ずしも優先されるものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

1 2 研修修了の条件

以下のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 研修の全日程を出席すること

研修の遅刻・中抜け・早退は認めません。

(注 1) 公共交通機関の遅延その他やむを得ない場合を除き、遅刻は認めません。

(注 2) 各科目で、1 0 分以上の遅刻等をした場合は、研修修了と認めない場合があります。

(2) 受講態度が良好であること

研修中の私語・居眠り・携帯電話の使用等、受講態度に問題がある場合は、研修修了と認めない場合があります。

1 3 修了証書の交付、修了者名簿の管理等

(1) 修了証書の交付

研修修了の条件を満たした者に対して、愛知県から修了証書番号、氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日を記載した修了証書を交付します。

なお、修了証書の再発行はしませんので、ご注意ください。

(2) 研修修了者名簿の管理

愛知県は、上記(1)に掲げる事項を記載した修了者名簿を作成し、愛知県及び名古屋市で管理します。

14 修了証書の亡失・き損時の対応

愛知県は、修了証書の亡失又はき損により、修了者から研修を修了したことの証明の依頼があったときは、依頼者が修了者本人であること及び研修修了者名簿に登載されていることを確認した上で、別に定める修了証明書を交付します。

15 個人情報の取扱い

受講申込に記載された個人情報については、愛知県個人情報保護条例及び名古屋市個人情報保護条例に基づき適正な管理を行い、利用については、次の目的で使用します。

- (1) 申込時に記載された情報は、研修事業の実施業務及び研修修了者名簿の管理業務のため、愛知県及び名古屋市で管理します。
- (2) 県内におけるピアサポート活動支援の充実又は整備を図るため、事業所の所在市町村に情報提供(法人名、事業所名、受講予定者氏名又は修了者氏名)する場合があります。

なお、受講予定者氏名又は修了者氏名については、本人の同意が得られた場合に限り提供します。

16 受講される障害者の方への合理的配慮

車いすの利用や座席の配慮、手話通訳などの配慮が必要な場合は、受講申請の『研修受講にあたって配慮すべき事項』欄でお知らせください。

なお、詳細を確認するため、直接連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

17 新型コロナウイルス感染症等の対策

- (1) 換気や手指消毒、体調確認票、マスク着用など、感染症対策を徹底します。
- (2) 受付時、体調確認票の記載内容により受講を認めない場合があります。
また、研修中、体調が悪化した場合には受講を中止し、早退していただきます。
これらの場合、研修修了にはならないこと、来年度の受講決定において必ずしも優先されるものではありませんので、あらかじめご承知おきください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大によっては、実施方法の変更又は開催を中止することがあります。

18 令和4年度の研修体制等

- (1) 令和4年度の障害者ピアサポート基礎研修は、障害者ピアサポート研修の本格実施に向けて、身体障害者及び精神障害者を対象としてモデル的に実施するものであり、知的障害者及び難病患者等については、令和5年度に開催予定の基礎研修を受講してください。
- (2) この研修は、ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算の要件である障害者ピアサポート研修の基礎研修に該当しますが、当該加算は令和5年度に開催予定の専門研修の修了後

となることに注意してください。

なお、受講者の変更は認められませんので注意してください。

- (3) 令和3年度報酬改定において、「ピアサポート体制加算・ピアサポート実施加算」が新設されました。

障害福祉サービス事業所等において、愛知県・名古屋市が実施する令和4年度以降の「障害者ピアサポート研修事業」の研修カリキュラムを修了した上で要件を満たす場合は、加算として評価されます。

(厚生労働省令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要から)

- ピアサポート体制加算【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《ピアサポート体制加算【新設】》 100単位/月（体制加算）

※ ピアサポート体制加算の算定要件

- (1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

- ① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

- ② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

- (2) (1)の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

- (3) (1)の者を配置していることを公表していること。

- ピアサポート実施加算【就労継続支援B型】

《ピアサポート実施加算【新設】》 100単位/月

「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 地域生活支援事業として行われる「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した障害者（障害者であったと都道府県、指定都市又は中核市が認める者を含む。）と管理者等を配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

* 令和6年3月31日までの間は、都道府県、指定都市又は中核市が上記研修に準ずると認める研修でも可とするなどの経過措置を設ける。

詳しくは、厚生労働省の報酬に関する告示、報酬の算定に関する留意事項等を参照してください。

<令和5年度末までの経過措置>

令和5年度末（令和6年3月31日）までの経過措置として、都道府県及び市町村が認めるピアサポート研修を修了した障害者を配置した場合も加算の対象となります。

経過措置期間後に引き続き加算を算定するためには、障害者及び管理者等が、経過措置期間中に愛知県・名古屋市が実施する「障害者ピアサポート研修事業」の研修カリキュラム（基礎研修・専門研修）を修了する必要があります。

19 その他

(1) 当日の午前7時30分時点で、愛知県内のいずれかの地域に「暴風警報」が発令されている場合は、その日の研修は中止します。

(2) 「大雪警報」等、荒天より公共交通機関の運休もしくは大幅な遅延が発生し、又は予想される場合は、開始時間の変更又は研修を中止することがあります。

なお、上記(1)の「暴風警報」が発令されている場合は、研修は中止です。

(3) 上記(1)又は(2)により、研修が中止となった場合の取扱いについては、愛知県と名古屋市で協議し、別途、「10 申込方法(1) 電子申請」により申込をされた代表者にお知らせします。

20 問い合わせ先

(1) ピアサポート研修の実施に関すること

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ

電話 052-954-6292

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課 推進係

電話 052-972-2558

(2) 研修当日の欠席等に関すること

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 地域生活支援グループ

次のメールアドレスにより連絡をしてください。

件名 「令和4年度障害者ピアサポート基礎研修の欠席等について」

メール shogai@pref.aichi.lg.jp